令和８年（フ）第１３１６号
神奈川県藤沢市鵠沼藤が谷４丁目５番６号アムール雫205
破産者　徳丸　　剛
1　決定年月日　令和８年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３号
岐阜市黒野351番地
破産者　鳥飼　秀樹
1　決定年月日　令和８年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第１４５号
岐阜市則武2553―21　ＪⅡ・ｆｒａｇｒａｎｃｅ403号室、住民票上の住所沖縄県うるま市字栄野比763番地
破産者　平川　　玲
1　決定年月日　令和８年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第４１号
愛知県豊川市弥生町２丁目28番地　シンセリティＢ棟206号
破産者　船谷仏具店こと　船谷　武弘
1　決定年月日　令和８年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第８８号
愛知県豊橋市船渡町字船渡36番地の61
破産者　大木　洋一
1　決定年月日　令和８年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第２５３号
広島県廿日市市阿品１丁目３番19―605号
破産者　岡本　絵麻
1　決定年月日　令和８年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４２４号
神奈川県高座郡寒川町一之宮４丁目３番９―４号、開始決定時の住所広島市中区鶴見町３番17―802号
破産者　真城　智彦
1　決定年月日　令和８年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４３４号
広島市中区江波東１丁目15番８―204号
破産者　久富エリカ（旧姓高田）
1　決定年月日　令和８年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５０１号
広島市安佐南区西原２丁目22番14号
破産者　岩田　充夫
1　決定年月日　令和８年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６号
鹿児島県指宿市山川利永329番地５　市営利永１号団地　１―３
破産者　迫田光乃美
1　決定年月日　令和８年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係

令和８年（フ）第１３号
鹿児島県指宿市池田3604番地83
破産者　雪丸　常明
1　決定年月日　令和８年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係

令和８年（フ）第１８号
鹿児島県指宿市大牟礼二丁目27番２号、従前の住所鹿児島県指宿市山川大山16番地２
破産者　池田　佑未
1　決定年月日　令和８年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係

令和８年（フ）第２５号
鹿児島県南さつま市加世田武田1716番地
破産者　橋口　義行
1　決定年月日　令和８年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係

令和６年（フ）第２５８号
沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山1689―１ウィングシャトー津嘉山801　（申立時の住所沖縄県沖縄市古謝１丁目16番８号）
破産者　井上美智子
1　決定年月日　令和８年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第３３号
沖縄県宜野湾市伊佐３丁目28番33―402号福山商事ビル
破産者　端田幸二郎
1　決定年月日　令和８年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第１７９号
沖縄県うるま市石川赤崎二丁目19番３―209号　プラシードＣ．ＨⅡ
破産者　依田　庄悟
1　決定年月日　令和８年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第１１８号
岩手県岩手郡雫石町下町東21番地11
破産者　古舘　勇輔
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第１０号
岩手県釜石市大字平田第２地割25番地20　スカイクレスト上平田Ⅱ―105号
破産者　濱名　広鼓
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

令和８年（フ）第３０号
仙台市太白区羽黒台34番10号
破産者　山本　和正
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係